

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

大垣市は濃尾平野の北西部に位置し、岐阜県では県庁所在地の岐阜市に次いで2番目に人口が多く産業、経済においても岐阜県西濃地区の中心的な存在である。

上石津地域及び墨俣地域は、大垣市中心部とは他自治体を挟んで離れており、飛地となっている。平成の大合併以前の旧大垣市の面積(79.75km²)よりも旧上石津町(123.38km²)・旧墨俣町(3.39km²)の合計面積が大きく上回っており、このような大規模な飛地のある自治体は日本でも数えるほどしかない。



大垣市における記憶に新しい災害としては、平成24年9月の台風16号による上石津地域時山地区の土砂災害、平成29年10月の台風21号による市内の広い範囲での浸水被害（内水氾濫）があり、そして明治24年10月には現本巣市根尾を震源地とする濃尾地震が発生し、地域に甚大な被害をもたらした。

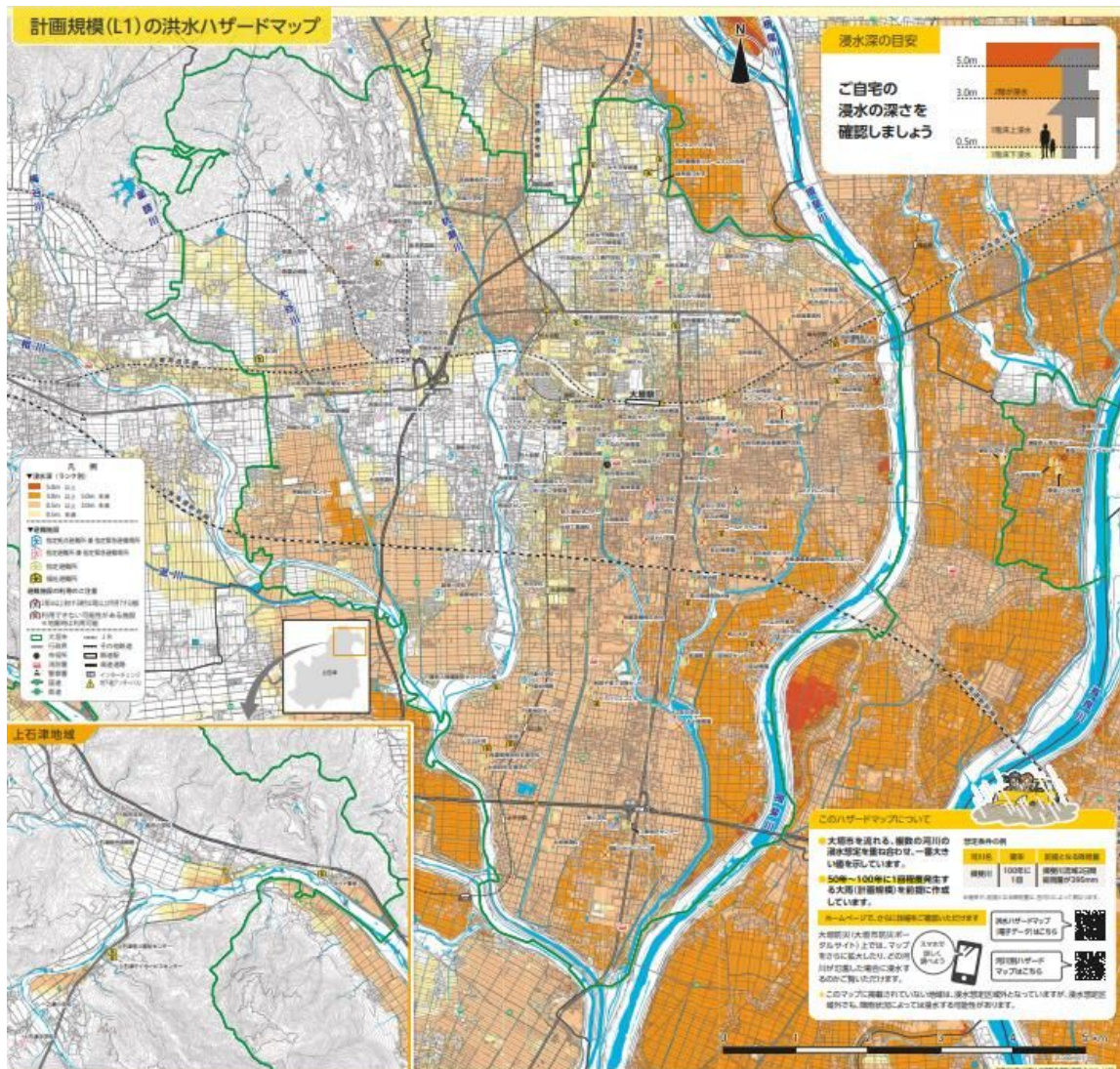
そして、将来当市で予想される災害の状況は概ね次のとおりである。

①水害

水害は、当市の地勢的条件から山間部と平野部水害に大別される。山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が大きく、耕作地等の流埋没、道路、橋梁、山地の損害等が甚だしいが、将来においてもこれらの被害を主体とした水害が予測される。

平野部水害は、支流川の堤防の決壊・冠水等による浸水が多く、たん水の被害も予想される。

市ハザードマップによると揖斐川流域2日間の総雨量が395mmの際には揖斐川が氾濫し最も被害の大きい墨俣地域は3mを超える浸水が想定されている。当該地域には飲食店や小売店が点在しており、事業活動に大きな影響が見込まれる。



(出典「大垣市洪水ハザードマップ」より)

②土砂災害

山間部水害は、山腹の崩壊等による土砂の流出による被害であり、家屋や耕地等の流出あるいは道路橋梁等にも著しい被害が及ぶ恐れがある。

被害が想定される地域としては、旧赤坂町の一部と上石津地域時地区の多くで土石流の警戒区域となっており、特に旧赤坂町青墓地区では点在する事業者に大きな影響を与えることが見込まれる。

③風害

大型台風が本県西部又は琵琶湖上を北上する場合にあっては、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように相当規模の被害が広域にわたって発生している。

異常気象が続く中で、今後も大型台風が当地域に接近することが考えられ、当会管内では全ての地域で人が、家屋の破損、倒木などの被害が予想され、注意が必要である。

④雪害

当市は、太平洋気候区に分類され、夏季は南東からの湿った空気の影響で豊富な降水に恵まれる。また、気温が高く、蒸し暑い日が多い。一方冬季は北西の風が卓越し、日本海からの多くの水蒸気が、山脈の途切れる隙間を通過して南下する。このとき降水がもたらされ、ときとして降雪となる。

平地部の積雪は比較的少ないが、中山間地の上石津地域においては50cm以上の積雪を記録することがあり、患者発生時又は災害発生時にはその対策に困難が予想され、地域災害のリスクとして想定される。

⑤地震災害

当市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。岐阜県による「平成23～24年度南海トラフの巨大地震等被害想定調査」で、市内は広範囲で濃尾地震以上の被害が予測される。

当市が想定する大規模地震及びその想定被害は以下のとおりである。

地震の種類	海溝型地震	内陸型地震
地震	南海トラフ	養老 - 桑名 - 四日市断層
震度（最大）	6強	7
液状化危険度	市内全域の38%	市内全域の39%
建物被害：全壊	5,000棟	24,000棟
建物被害：半壊	13,000棟	17,000棟
人的被害：死者（最大）	150人	1,300人
人的被害：負傷者（最大）	2,300人	6,500人
避難者数	24,000人	64,000人

（出典「大垣市平成24年度防災アセスメント調査」より）

⑥感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように未知の新型感染症に対しては国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 882事業者
- ・小規模事業者数 725事業者

<内訳>

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
農林漁業	11	9	金生山周辺の赤坂地域は石灰に関係する業種が集積。
建設業	112	89	
製造業	184	148	
情報通信業	3	3	
運送業、郵便業	26	18	墨俣一夜城周辺の墨俣地域は商業・観光に関係する業種が集積。
卸売業、小売業	206	161	
金融業、保険業	12	8	
不動産業、物品賃貸業	49	45	
学術研究、専門・技術サービス業	31	28	上石津地域は林業・建設業が多く見られる。
宿泊・飲食サービス業	78	68	
生活関連サービス業、娯楽業	80	70	
教育・学習支援業	33	28	
複合サービス業	15	12	
サービス業（他に分類されないもの）	42	38	

(出典「平成28年経済センサス」より)

(3) これまでの取り組み

①大垣市の取り組み

- ・大垣市地域防災計画の策定（令和4年6月改訂）
- ・大垣市洪水ハザードマップの策定（令和3年3月改訂）
- ・大垣市土砂災害ハザードマップの策定（令和4年7月改訂）
- ・大垣市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（令和2年3月改訂）
- ・防災訓練の実施（年1回実施、直近では令和元年8月25日に実施）
※令和2、3年は新型コロナウイルス感染拡大防止の為未実施
- ・当市では、大規模災害時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮している。

②大垣市商工会の取り組み

- ・事業者BCP（事業継続計画）の普及と防災訓練の啓発（商工会窓口チラシを常設）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル策定（令和4年9月）
- ・商工会自身の事業継続計画策定（令和4年9月）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う経営相談窓口の設置（随時）
- ・共済保険への加入促進

II 課題

(1) 事業継続意識の向上と事業者BCP策定

当市の小規模事業者の多くは限られた経営資源で様々な課題に対応していく必要があるため、自然災害及び新型コロナウイルスへの事前対策まで手が回らない状況であり、事業者BCPへの関心が低い状態である。従って、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続のための事業者BCPを、専門家と連携して策定支援していく必要がある。

(2) 商工会職員の支援スキルの習得

当会は小規模事業者に対する支援として、主に経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じた小規模事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んでいる。しかし、本計画における事業継続支援のための知識や経験に関して本会職員は有しておらず、小規模事業者にとって有用な事業継続対策を支援していくためには、本会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

(3) 災害発生時の体制強化

当会の事業継続計画の策定から間もないこともあり、現時点においては自然災害発生時に計画通り行動できるかが不安視される。また、当会においては当市をはじめ各関係機関との具体的な連携体制が整備されていない。そのため、災害発生時において商工会活動の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

III 目標

自然災害・新型コロナウイルス等の発生時において、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持・安定を目指す。

その実現に向け、有事に備えて事業継続に資する事業者BCPの策定支援を強化するとともに、関係機関との連携体制を構築し、災害発生時においては迅速な商工会活動の復旧を図るため、以下の目標を設定する。

①事業継続意識の向上と事業者BCP策定

巡回指導やセミナー開催を通じて事業活動に影響を与える自然災害・新型コロナウイルス等のリスクを周知し事前対策の必要性を周知するとともに、事業所立地や経営状況など個社の実情に則した事業者BCPの策定を支援する。

【目標件数】

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年18回
- ・事業者BCP策定に関するセミナーの開催回数：年1回
- ・事業者BCP策定支援事業者数：年6事業者
- ・事業者BCP策定事業者数：年3事業者

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時における商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の事業継続計画の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。また、当

市と当会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年11月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

大垣市商工会と大垣市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 啓発活動

(自然災害に対する啓発活動)

- ・ 当会職員による巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要、一定量の災害備蓄品の確保に関する情報を会報誌に掲載し紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを事業所へ配布する。
- ・ 商工会青年部、女性部などの活動において、市内事業者によるBCP策定事例やBCP訓練等の取組み事例を紹介する。

(感染症に対する啓発活動)

- ・ 当会職員による巡回指導時に、新型コロナウイルスは、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を会報誌に掲載し紹介する。

② 事業者BCP策定支援

- ・ 事業継続力強化計画を事業者BCP作成の入口として位置付け、認定制度の情報をセミナー開催により普及させ、計画策定へと繋げる。
- ・ 事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。
- ・ 専門家派遣制度の活用の際に職員も同行して事業者BCP策定支援に関わり、職員自身のスキル向上を図る。

2) 商工会自身の事業継続計画の運用

- ・ 当会は、令和4年9月に事業継続計画を策定している。今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。
- ・ 自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・垂井町、関ヶ原町、神戸町の各商工会と開催するエリア会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・普及啓発をしたものの、事業者 BCP を策定していない事業者については、再度巡回等でリスク周知及び事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者 BCP の策定へとつなげていく。
- ・策定した事業者 B C P の取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、大垣市経済部商工観光課担当者と大垣市商工会法定経営指導員が年 1 回程度情報共有等を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 6.0 の地震）が発生したと仮定し、年 1 回、大垣市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）
また、上記連絡ルートの確認を行う際に、被害状況の確認方法や被害額の算定方法についても確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を確認し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

（自然災害）

- ・発災後 1 時間以内に安否確認リストを基に電話、ショートメール等により職員の安否報告を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフライン（電気、ガス、水道、通信など）の状況、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に商工会事務所及び周辺道路の被害状況を大垣市商工会と大垣市で共有する。

< 連絡窓口 >

団体名	連絡窓口	
	第 1 順位	第 2 順位
大垣市	商工観光課長	商工観光課主幹
大垣市商工会	事務局長	法定経営指導員

（感染症）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、商工会の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・大垣市商工会と大垣市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

<被害規模の目安は以下を想定>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、大垣市商工会と大垣市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

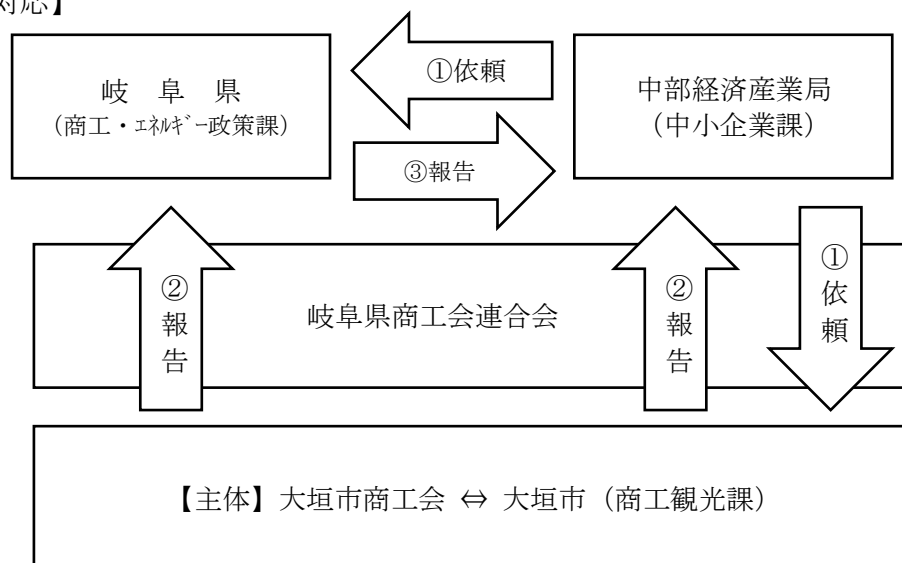
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

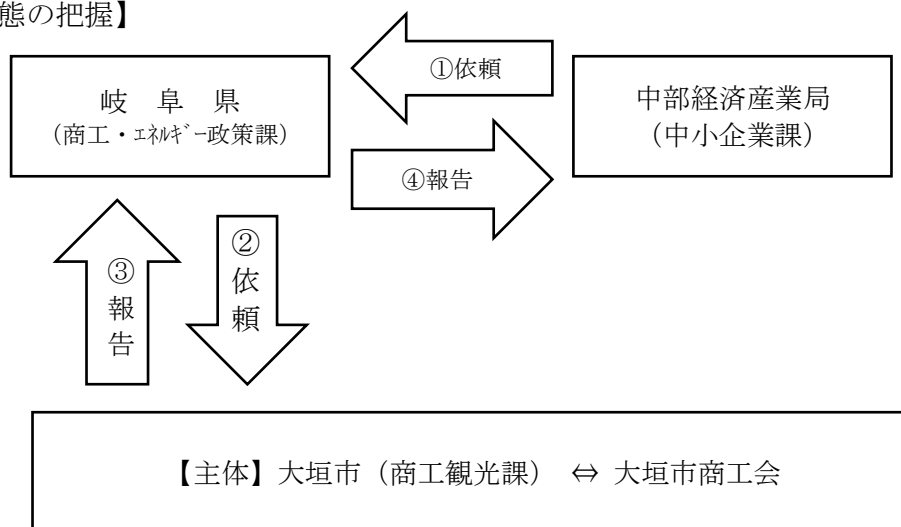
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・大垣市商工会と大垣市が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、大垣市商工会又は大垣市より県商工・エネルギー政策課へ報告する。

<被害情報の流れ>

【初動対応】



【被害実態の把握】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、大垣市と相談する（大垣市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や岐阜県、大垣市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

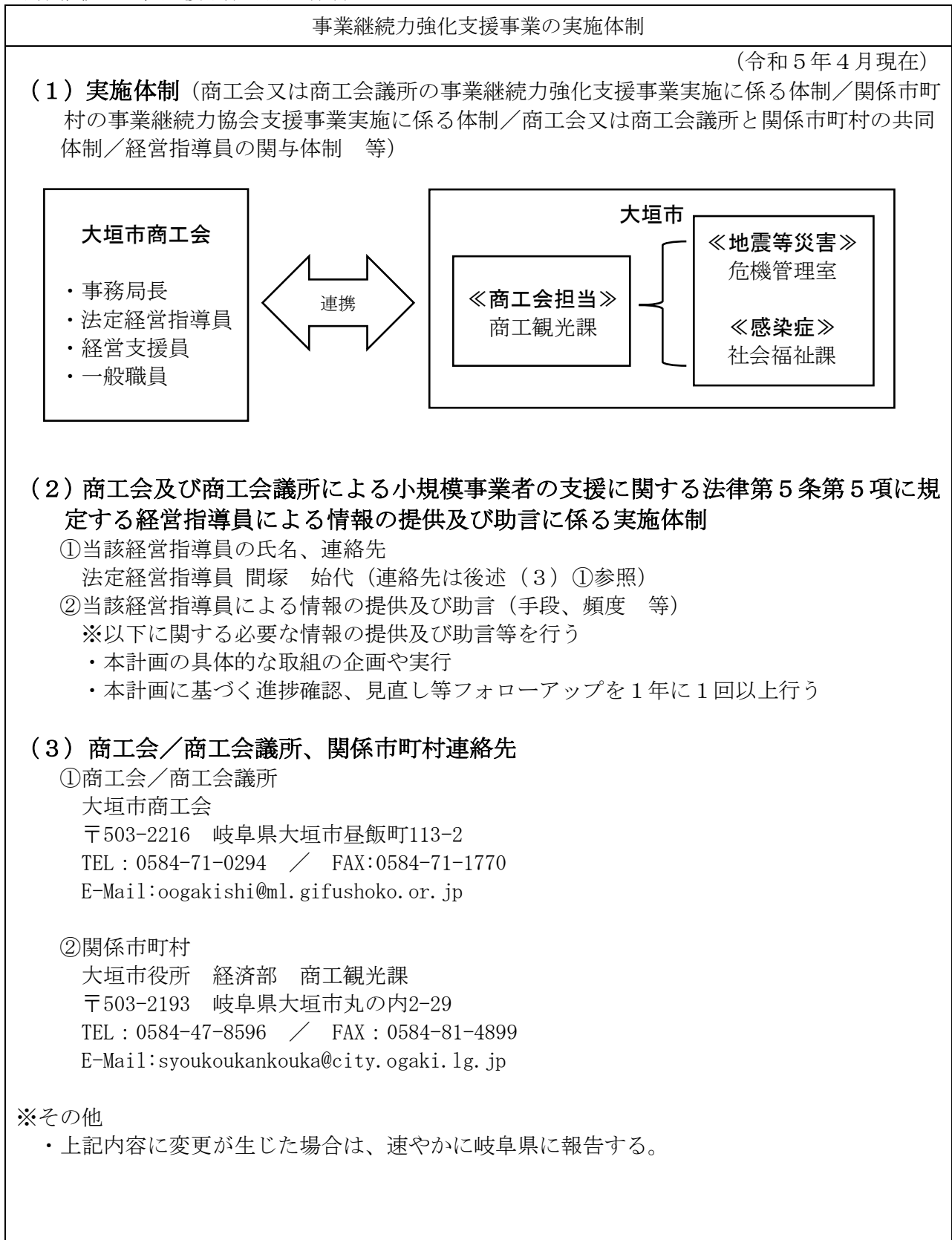
- ・岐阜県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
必要な資金の額	280	450	450	450	450
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	30	50	50	50	50
2. セミナー開催費 講師謝金、旅費	100	100	100	100	100
3. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	150	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等